

農業農村工学会東北支部賞授賞規則

(趣 旨)

第1条 農業農村工学会東北支部（以下支部という）の活動を盛んにし、農業農村工学に関する学問及び技術の発展に寄与するため、本規則を設けて支部賞の授賞を行う。

(支部賞の種別)

第2条 支部賞の種別は、次の3つとする。

優秀賞：支部研究発表会において、その研究内容が農業農村工学に関する学問又は技術の発展に寄与するところが大きいと認められる発表を行った者に授与する賞である。

研鑽賞：支部研究発表会及び東北支部管内における農業農村工学会大会講演会において、多年にわたり積極的に研究成果を発表した者に授与する賞である。

奨励賞：支部研究発表会において、優れた研究成果を発表し、将来の活躍が期待される若手会員に授与する賞である。

(授賞の範囲)

第3条 優秀賞は、前条にかなう発表を行った支部会員又は支部会員の属する組織に授与する。

- 2 研鑽賞は、前条にかなう発表を行った支部会員に授与する。
- 3 奨励賞は、前条にかなう発表を行った支部会員に授与する。
- 4 大学及び旧国立研究機関に所属する会員（教職員）は、支部賞の授賞の対象から除く。なお、大学等を定年退職した会員もこれに準ずる。

(授賞審査委員会)

第4条 第2条に定める賞を選考するため、審査委員会（以下委員会という）を置く。

- 2 委員会の委員は、支部に属する大学、旧国立研究機関の研究者及びそれ以外の支部役員の中から、支部長が委嘱する。
- 3 委員会の委員長は、委員の中から、支部長が指名する。
- 4 委員長は、支部長に審査結果を報告し、賞の候補者を推薦する。

(賞の決定)

第5条 支部長は、前条4項により推薦された候補者を、支部代表幹事会に諮り、受賞者を決定する。

(賞の授与)

第6条 前条により決定された受賞者に対し、発表に係る年度の次回の授賞式において、支部賞を授与する。

(規則の変更)

第7条 本規則の実施については実施細則による。本規則の改正については、支部代表幹事の議を経なければならない。

(規則外の事項)

第8条 本規則の定めるもの以外の支部賞の授賞に関する事項は、支部代表幹事会において定める。

附 則

1. 農業土木学会東北支部表彰要領（昭和54年10月24日制定）を改訂し、この規則に改める。
2. この規則は、昭和55年9月20日から施行する。
3. この規則は、昭和59年10月22日から一部改正する。
4. この規則は、平成9年5月28日から一部改正する。
5. この規則は、平成10年5月28日から一部改正する。
6. この規則は、平成19年7月30日から一部改正する。
7. この規則は、平成21年3月24日から一部改正する。
8. この規則は、平成23年3月7日から一部改正する。